

6 弥監公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 19 日

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行



6 弥学第 75 号
令和 6 年 12 月 13 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度学校教育課定期監査結果報告における監査委員指摘、
指導及び意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告につ
いて

標記監査結果報告において指摘、指導、意見・要望の付された事項について
措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のと
おり通知します。

**令和6年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書**

項目番号	(1)	契約に係る事務について
監査結果報告における指摘事項		
<p>グリストラップ清掃業務委託契約において、契約内容及び契約期間が同じ契約を、3つの中学校区に分けて契約している。</p> <p>本来であれば3つの中学校区を合わせた一括契約が前提となり、予定価格の合計に応じた契約手続きを取るべきところ、合理的な理由なしに契約を分割し、随意契約で締結していた。</p> <p>契約をまとめて競争に付せば、スケールメリットを活かし契約総額の低減を図ることなどが可能な内容と判断できるものであるため、今後契約方法について見直されたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課	学校教育課	
原因・理由・背景 などの事情説明	以前より3つの中学校区に分けて契約を行っていたため、それに倣い契約を行っていた。	
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和7年4月末日までに
	誰が (どこが)	学校教育課
	何を (どこを)	3つの中学校区に分けての契約
	どのように 措置(改善) した(する)	一括契約とする
情 報 の 共 有	措 置 状 況 に 関 する 課 内 周 知	課長、担当で共有済み